

聚楽保育所の移管先法人選定にかかわる 聚楽保育所保護者会からの要望

聚楽保育所保護者会

日頃より、子どもたちの発達成長に、大きなお力をいただき、ありがとうございます。

また、本日、移管先法人を選定する部会において、発言させていただく機会を設けていただき、選定委員のみなさま並びに事務局の方々に感謝いたします。

以下、本日の意見聴取での移管先法人選定における我々聚楽保育所保護者会の思いをまとめております。

1. 聚楽保育所の保育の水準の維持を強く求めます

民間への移管は、我々保護者、子どもたちが望んだことではありません。

京都市の都合によって行われることなので、現状の保育の水準を下回るようなことにならないよう、移管先の法人を選ぶ際、慎重に、かつ、我々保護者、子どもたちの視点に立ち選定を行い、聚楽保育所の保育の水準を維持してください。

2. 最低点の設定をし、厳格に評価をしてください

我々が最低点を求めるのには、現状の聚楽保育所の保育の水準を維持するために必要なことだと考えているからです。

審査項目や審査基準は、京都市営保育所を基準にしているものと考えています。

仮に、そうでないというのであれば、まずは、同じ項目で聚楽保育所を評価し、その点数を下回る法人は、如何に競合の中で得点が高くとも選定をしないでください。

3. 引継ぎ・共同保育の期間を十分に確保してください

聚楽保育所は、7時から19時までの12時間の保育を行っています。

担任予定者が1人で12時間の勤務ができるのでしょうか。例えば、その担任予定者に不測の事態が起こったことを想定し、引継ぎの要員をあてるようにしてください。

さらに、調理員についても、離乳食や、個別食に対応するためにも4月からの引き継ぎを行うようにしてください。

4. 京都市の職員と同じ研修を受けさせてください

移管先法人の職員の人たちにも、京都市の職員と同じ目線、意識を持ってもらうことが保育の水準の維持において重要なことだと考えています。

民間園でも研修を行ってはいれると思いますが、聚楽保育所の保育の水準を維持するためにも、京都市の職員が受ける研修への参加を義務付けてください。

5. 障害児、配慮の必要な子どもたちと親のためであり続けてください

聚楽保育所には、いろいろな子どもたちが通っています。また、色々な事情を抱えていらっしゃる保護者の方が利用しています。これまで、聚楽保育所はそんな子どもたち、保護者を温かく迎え入れてくれました。ほかの民間園で断られ、やっとの思いでたどりつき、迎え入れてくれたときのことを思い出し、涙ながらお話される保護者もいます。

これまでの聚楽保育所の意識も確実に引き継いでください。

以上のことを踏まえ、聚楽保育所保護者会として、基本事項、書類審査、実地審査について提案をしますので、我々の思いをご理解いただき、審議していただきたくお願いいたします。

移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）

※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。

I 保育所運営等

1 保育所運営	
定員・運営	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること 就学前までの6年間を見通した継続した保育を実施保障すること 移管対象聚楽保育所の過去3年度の歳児別受入割合に沿ったの平均を下回らない児童の受入れが可能な体制を行う確保すること（別紙1参照）
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと（別紙2参照） やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえでのうえ、過半数以上の保護者の同意を得て実施すること
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること（0歳児に対する年12回の検診を実施すること等）（別紙3参照）
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと
2 職員について ※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。	
職員数	本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと ・社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上） ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験4015年以上（うち認可保育所施設長36年以上） または、 ・市営保育所施設長と同様の基準を満たす者を専任の施設長とすること
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験4012年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上あり、3年以上の障害児保育経験を有するの保育士を2人以上（うち1人は3年以上の乳児保育経験のある者） ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上 なお、 ・平成28年度時点における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと
引継ぎ・共同保育	市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※） ※ 移管前年度の 4月～9月 施設長予定者、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週1回 10月～12月 施設長予定者 原則週1回、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週5回 1月～3月 施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者（各クラス1名） 調理員予定者1名 原則週5回 引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること 引継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 移管前に移管対象聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めるさせること 移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、適切に対処すること
職員の育成	共同保育期間において当分の間は、下記をはじめとする市が指定実施する市営保育所職員研修に出席させること ＜階層別研修＞ - 新規採用保育士研修（1年目）、初任保育士研修（3年目） - 中堅Ⅰ保育士研修（8年目）、中堅Ⅱ保育士研修（15年目） - 中堅Ⅲ保育士研修（20年目）、主任研修 ＜分野別研修＞ - 乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、 - 造形研修、地域子育て支援拠点事業担当者研修、調理師研修 保育士に、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めることで、専門性および保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図ること その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと

3 その他	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、 移管に関する検証を実施するとともに、その結果を公表すること 移管後の運営については、衆案保育所が平成25年度に受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に見て、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること
三者協議会の設置	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、別紙4に基づく三者協議会で決定された事項については遵守すること(別紙4参照) 保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること(年5回程度、1回1～2時間程度)
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力する これに必ず応じる こと
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても、基本事項の内容の変更にあたっては、保護者の理解を得よう努める 保護者と協議の上、過半数以上の保護者の同意を得ること
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市 および保護者 からの損害賠償請求に応じること 移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、利用者の保育を保障すること 当該保育所の運営を速やかに京都市に返還し、これに係る費用の損害賠償請求に応じること
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に 必ず対応するとともに、誠意をもって解決 すること
その他	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと 移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと 建物を譲渡又は担保に供さないこと 建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること 当該保育所と地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育所・園であり続けること

II 保育内容等

保育内容全般	保育所保育指針に沿いながら 則り 、現在市営保育所が実施している保育内容(子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切に保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照)を尊重 遵守 し、保育運営を行うこと
障害児保育	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を 積極的に 実施すること 現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を 確実 に引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を 必ず 保障すること
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、障害児(疑いのある子を含む)、被虐待児(疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な子ども(疑いのある子を含む)、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること
年間行事	当分の間は、現在の行事(数、種目、内容等)を維持すること(別紙5参照)
宗教的な保育	当分の間は、宗教的な行為(お祈り、講話等)や行事は行わないこと 子どもおよび保護者の信教の自由に十分に配慮し、保育理念や方針、目標、具体的な保育実践や行事等において宗教性を排すること (クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと 当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること 食材の安全性を確保し、その情報を公開すること 栄養士による献立作成を行うこと 食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと 幼児に対する主食(月～土)の提供を行うこと 土曜日の給食の提供を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、地域子育て支援事業を実施すること

市営保育所の民間移管に係る三者協議会について

1 設置の目的

市営保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人等及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

2 構成

(1) 保護者

保護者代表（各クラス~~1名~~ **2名以上**）

(2) 移管先法人等

園長（予定者）、主任保育士（予定者）

(3) 京都市

聚楽保育所 所長（移管時まで）、副所長（共同保育終了時まで）

保育課 担当課長 2名

(4) その他

三者協議会において必要と認めた者

なお、三者協議会の招集権は保護者、移管先法人等、京都市の三者が持ち、このうち一者が必要に際して三者協議会の招集を提起した場合、他の二者は必ずこれに応じなければならない。

また、三者協議会は保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および過半数以上の実出席をもって成立する。

3 協議事項

(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関すること

(2) 移管後の保育所等の保育の内容に関すること

(3) その他移管後の保育所等の運営に関し必要とすること

なお、「移管後の運営に係る基本事項」の内容の変更をはじめとして、子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会において議決する。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、現行の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

4 設置時期

平成29年4月（予定）

5 開催頻度

年5回程度（予定）（臨時開催あり）

6 設置期間

移管日の前日に在籍しているすべての児童が移管後の保育所等を退所するまでの期間。ただし、三者協議会で~~協議~~ **のうえ、保護者総会での議決**により、これを短縮し、又は延長することができる。

7 開催場所

聚楽保育所及び移管後の保育所。必要に応じて、三者協議会で協議~~して~~ **のうえ**、開催場所~~を~~ **の変更を決定**することができる。

8 傍聴

聚楽保育所及び移管後の保育所に入所している児童の保護者及び聚楽保育所及び移管先法人等の職員は、会議を傍聴することができる。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の特典	評価点の考え方
運営実績 (申請団体等の状況)	1 団体等の組織内運係	組織内運係	・役員会、本部、事業所間、事業所内で緊密な連携が図られているか。(運営主体が個人の場合は当該施設内で緊密な連携が図られているか。)	2 1 0	1	2	2.緊密な連携が図られている 1.一部でできている 0.できていない
		2 監査指摘状況	・行政等による指導監査を受けている場合、過去2年間の監査において文書による重大な指摘内容がなかったか。	2 1 0	1	2	2.指摘なし 1.指摘の指摘あり 0.重大な指摘あり又は受けていない
	3 監査指摘に対する改善状況	監査指摘事項について改善検討が行われ、改善状況報告書に基づき実際に改善されているか。	2 1 0	1	2	2.改善されたものの指摘が1とされている 1.改善されたが一部署対応できている 0.改善を受けていない又は改善できていない	
		4 事故及び不祥事	・団体の運営上、過去2年間に重大な事故がなかったか。事故等発生後の対応は適切か。	2 1 0	2	4	2.事故はなかった 1.事故はあったが適切に対応できた 0.事故の対応が適切にできていなかった
	4-1 事故及び不祥事	・団体の運営上、過去2年間に重大な不祥事がなかったか。不祥事発生後の対応は適切か。	2 1 0	2	4	2.不祥事はなかった 1.不祥事はあったが適切に対応できた 0.不祥事はあったが適切にできていなかった	
	5 管理者の責任とリーダーシップ	管理者等の役割と責任がスタックに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか。	2 1 0	1	2	2.明示され、具体的な指示が出されている 1.明示されているが、具体的な指示が出されていない 0.明示されていない	
		6 会計処理	・当該施設に適用される会計処理規定(経理規定等)が作成されており、規定に基づき会計処理が適切に行われているか。	2 1 0	1	2	2.規定されておき、適切に行われている 1.規定されているが、適切に行われていない 0.規定されていない
	7 資金収支及び事業活動収支の状況	団体等全体で過去2年間または累積での赤字が生じていないか	2 1 0	2	4	2.赤字なし 1.赤字年度赤字あり 0.赤字あり	
		8 記録の管理状況	・利用者にに関する記録が適正に作成され保管されているか	2 1 0	1	2	2.記録は保管されている 1.記録はあるが、保管されていない 0.記録が保管されていない
	9 外部評価	第三者評価等の外部評価を受審し、評価結果を公表しているか。	2 1 0	1	2	2.外部評価を受審し、評価結果を公表している 1.受審しているが、評価結果を公表していない 0.受審していない	
		10 苦情解決	・苦情があった際に適切に対応しているか。(第三者委員を設置しているか。)	2 1 0	1	2	2.第三者委員を設置し、適切に対応している 1.第三者委員を設置しているが、適切に対応できていない 0.第三者委員を設置していない
	11 プライバシー保護	利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアルを整備し、適切に運用しているか	2 1 0	1	2	2.個人情報保護法に明する規程が整備され、運用されている 1.規定が整備されているが、運用されていない 0.規定が整備されていない	
		12 人材育成	・研修の実施により、保育の質の向上、職員の育成に取り組んでいるか。	2 1 0	1	2	2.研修を実施し、現場で運用されている 1.研修を実施しているが、現場で運用されていない 0.研修を実施していない
	13 法令遵守	守るべき法、規範、倫理などが明文化され、職員に周知されているか。	2 1 0	1	2	2.明文化され、職員に周知され、徹底されている 1.明文化されているが、職員に周知されていない 0.明文化されていない	
		14 情報公開	・経営、運営状況などの情報が積極的に公開されているか。	2 1 0	1	2	2.公開され、だれでも見られるようになっている 1.公開されているが、関係者(保育所利用者のみ)に公開 0.公開されていない
	3 現在運営している施設の状況	15 保育の方針	保育の方針が明らかにされており、当該方針の下で子どもを主体とした保育が行われているか。	2 1 0	1	2	2.方針が明らかにされており、子どもを主体とした保育が実施されている 1.方針が明らかにされているが、子どもを主体とした保育が実施されていない 0.方針が明らかにされていない
			16 乳児の保育	・産休明け(生後57日)保育を実施しているか。	2 1 0	1	2
		17 個別事情に配慮した給食の提供	離乳食、療食障害、食物アレルギー、宗教上の理由、体調不良などの個別事情に応じた調理、配膳、食事環境などの対応がなされているか。	2 1 0	2	4	2.個別対応を実施している 1.個別対応を実施しているが、個別対応が適切でない 0.個別対応を実施していない
			18 保育士(正規職員)の人数	・京都市の保育士配置基準と比較してどの程度の保育士が配置されているか。	2 1 0	2	4
		19 保育士の勤務年数	法人全体でベテラン、中堅、若手職員がバランスよく配置されているか。	2 1 0	2	4	2.ベテランよく配置されている(ベテラン % 中堅 % 若手 %) 1.ベテランがある 0.経験浅いばかりであるまたは、職員の入れ替わりが激しい
			20 保育の質の向上	・保育の計画や保育記録が定型化されており、定期的に報告会などが開催されているか。	2 1 0	1	2
	21 意思決定	・重要な意思決定について、職員、保護者に対して十分な説明がなされているか。	2 1 0	2	4	2.十分な説明がなされており、保護者と良好な関係が築けている 1.十分な説明がなされているが、保護者との関係が築けていない 0.説明がなされていない	
		小 計					
25点満点換算							

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の特典	評価者の考え方
事業計画 (移管後の施設の 事業計画)	1 移管後の施設の運営理 念	22	移管後の施設の運営理念等	2 1 0	1	2	2. 具体的な運営理念や運営方針が定められている 0. 定めていない 1. 定めていないが、実施されている 1. 考え方は妥当だが、実施されていない 0. 実施しては居ない
		23	地域交流・地域における子育て支援	2 1 0	2	4	
		24	利用者の尊重	2 1 0	1	2	2. 理念が明示され、運用されている 1. 理念が明示されているが、運営されていない 0. 理念は明示されていない
		25-1	運営計画①	2 1 0	2	4	2. 運営計画が示されている 1. 運営計画が示されているが、運営されていない 0. 運営計画が示されていない
2 移管後の施設の運営計 画	25-2	運営計画②	2 1 0	2	4	2. 運営計画に沿って実施されている 1. 運営計画に沿って実施されているが、運営されていない 0. 運営計画に沿っていない	
		26	情報開示の積極的姿勢	2 1 0	1	2	2. 積極的な情報開示を行っている 1. 積極的な情報開示を行っているが、情報や保護者に還元されていない 0. 積極的な情報開示を行っていない
		27	利用者の意見反映	2 1 0	2	4	1. 意見聴取を行っているが、保育や保護者に還元されている 1. 意見聴取を行っているが、保育や保護者に還元されていない 0. 意見聴取を行っていない
		28	保育の質の確保、向上	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 計画もなく、質の向上に努めていない
		29-1	配慮が必要な児童への対応① (給食)	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 配慮が必要な児童への対応を実施していない
		29-2	配慮が必要な児童への対応② (障害のある子ども)	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 配慮が必要な児童への対応を実施していない
		29-3	配慮が必要な児童への対応③ (虐待等)	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 配慮が必要な児童への対応を実施していない
		29-4	配慮が必要な児童への対応④ (要家庭支援)	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 配慮が必要な児童への対応を実施していない
		29-5	配慮が必要な児童への対応⑤ (外国に文化的背景を持つ子ども)	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 配慮が必要な児童への対応を実施していない
		30	中長期計画	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
3 移管後の施設の施設運 営体制	31	職員の配置計画	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない	
		32	働きやすい職場環境	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		33	職員の人事考課	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		34	職員の育成	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		35	人材育成への貢献	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		36	職員の勤務体系・給与体系	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		37	運営の健全性	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		38	内部牽制体制	2 1 0	1	2	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		39	事故防止	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
		4 移管後の施設の経営管 理計画	40	緊急時の対応	2 1 0	2	4
41	感染症等の対応			2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
42	衛生管理			2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
43	災害対策			2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない
6 上記以外で特にPRした 内容	44	団体のPR	2 1 0	2	4	2. 具体的な計画の下、個別の対応を実施している 1. 具体的な計画の下、個別の対応を実施しているが、個別の対応を実施していない 0. 具体的な計画の下、個別の対応を実施していない	
		小計					
75点満点換算							

実地審査項目

実地審査項目
※「書面」に○がある項目については、実地審査で確認したうえで、書面審査において付点します。
(別添3)

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	書面	書類審査 関連項目番
第1 子どもの尊重	1 保育方針の共通理解と保育過程等の作成 2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施 3 快適な施設環境の確保	1 保育方針の共通理解と保育過程等の作成	(1) 日常の保育を通して子どもの意見や意思をくみ取る努力をし、指導計画に反映させているか。	15.22.25-1, 25-2
		2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	(1) 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。	15.22.25-1, 25-2
		3 快適な施設環境の確保	(1) 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ・採光・換気・照明等)の配慮がなされているか。	15.22.25-1, 25-2
			(2) 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。	15.22
		4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	(1) 子ども一人ひとりの状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。	15.22.25-1, 25-2
			(2) 子ども一人ひとりの発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。	8.20
		5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取組	(1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育するうえで必要な情報が職員間で共有化されているか。	12.15.20.22
			(2) 障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか。	12.15.20.22
			(3) 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心掛けているか。	12.15.20.22
			(4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。	12.15.17, 20.22
			(5) 外国に文化的背景をもつ子どもに対して適切な配慮がされているか。	12.15.20.22
		6 苦情解決体制	(1) 保護者がサーピスについての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。	○
第2 保育の実施内容	1 保育の内容		(2) 要望や苦情を受けて、迅速に対応する仕組みになっているか。	○
			(1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本、教材、落ち着いて遊べるスペースなど)ができているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(4) 子どもが歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮されているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(5) 遊びを通して子ども同士の間関係や保育士との関係が育つように配慮しているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。	15.22.25-1, 25-2.28
			(7) 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。	17.28.29-1
			(8) 食事の場、食材、食器等に配慮しているか。	17.28.29-1
			(9) 子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫にいかしているか。	16.17.28, 29-1
			(10) 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。	16.17.27
			(11) 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。	12.15.22
			(12) 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。	12.15.22

実地審査項目

(別添3)

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	書面	関連項番
	2 健康管理・衛生管理・安全管理	(1) 子どもの健康管理は、適切に実施されているか。		15.22
		(2) 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映させているか。		15.22
		(3) 感染症等への対応に関するマニュアルがあり、保護者にも徹底しているか。	○	41
		(4) 衛生管理が適切に行われているか。	○	42
		(5) 安全管理に関するマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。	○	39.40
		(6) 事故や災害発生時及び事後の対応体制が確立しているか。	○	39.40,43
		(7) 外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。	○	39.40
	3 人権の尊重	(1) 保育中の子どもへの接し方、呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。		15.22
		(2) 個人情報の取扱いや守秘義務について職員等に周知しているか。	○	11.13
		(3) 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。		15.22
	4 保護者との交流・連携	(1) 保護者が保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。		15.22,25-1, 25-2
		(2) 個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか。		15.22,25-1, 25-2
		(3) 保護者の相談に応じているか。		22.27
		(4) 保育の内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。		22.26
		(5) 保護者の保育参加を進めるための工夫をしているか。		15.22,25-1, 25-2
		(6) 保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行っているか。		22.28
第3 地域支援機能	1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供 2 保育の専門性をいかした相談機能	(1) 地域の子育て支援ニーズに応じて施設の専門性をいかしたサービスを提供しているか。		23
		(1) 地域住民への情報提供や育児相談に応じているか。		22.23
第4 開かれた運営	1 保育園の地域開放・地域コミュニケーションへの働きかけ 2 保育の専門性をいかした相談機能	(2) 相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。		22.23
		(1) 子どもと地域との日常的な交流により、子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。		22.23
		(1) 利用希望者にわかりやすく情報を提供し、問合せや見学に対応しているか。		22.26